

マイナンバーカードを保険証としてご利用できるようになりました。

令和6年1月より

マイナンバーカードのご利用によってお会計が変わります。

	マイナンバーカード	加算点数	名称
初診	利用する	2点	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算 ²
	利用しない	4点	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算 ¹

※マイナンバーカードをご利用頂いた方が、費用が抑えられます。